

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種関係事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和4年3月25日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</li> <li>・宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> <li>・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>・既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を作成し、管理する。</li> <li>・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>・セキュリティ管理機能</li> <li>・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>・システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表第1第10項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 16の3項</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 (情報提供の根拠): 16の2の項 (情報照会の根拠): 16の2,17,18,19の項  番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 12の2の項 (情報照会の根拠): 12の2,12の3,13,13の2の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医務感染症課
②所属長の役職名	医務感染症課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法施行令第1条の3に定められた対象者(接種を受ける時点で当市に住所を有する者)及び同令第6条の2に定められた記録を保有する者
その必要性	予防接種法に基づき、年齢、その他ワクチンの接種状況に基づき適切に予防接種を実施し、その記録を保持するため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 個人番号: 対象者を正確に特定するために保有する。 その他識別情報: 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。(以降、宛名番号と表記)</li> <li>・連絡先等情報 予防接種手帳(予診表)等の送付先情報として保有する。</li> <li>・業務関係情報 予防接種の適切な実施及び予防接種記録を適正に管理するために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	医務感染症課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、生活福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村長 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 予防接種実施医療機関 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) )								
③使用目的 ※	本人確認、接種対象者を正確に把握するため。								
④使用の主体	使用部署	医務感染症課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1. 予防接種対象者の管理 以下の対象者について情報の登録(更新)を行う。 ・予防接種の対象となる者  2. 接種結果の管理 以下の対象者について接種結果の登録(更新)を行う。 ・予防接種を受けた者  3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。							
	情報の突合	・個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
システムの運用・保守		
①委託内容	健康管理システム(予防接種)の運用・保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社電算	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書上に明記されており、協力事業者申請書を提出し承認する。
	⑥再委託事項	健康管理システム(予防接種)の運用・保守
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
<b>委託事項4</b>		
<b>委託事項5</b>		
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		







## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種情報ファイル ※1 個人番号は、宛名番号と紐づけて共通管理システムの情報から参照する。  
※2 予防接種結果は種類毎に存在します。

- 項目名
- 1 対象者
  - 2 対象者宛名番号
  - 3 対象者個人番号(※1)
  - 4 対象者情報
  - 5 氏名
  - 6 住所
  - 7 電話番号
  - 8 生年月日
  - 9 性別
  - 10 続柄
  - 11 課税非課税区分
  - 12 予防接種結果(※2)
  - 13 受付番号
  - 14 医療機関
  - 15 支払月
  - 16 フォロー登録
  - 17 実施日
  - 18 ロット番号
  - 19 接種量
  - 20 接種方式
  - 21 接種場所
  - 22 接種医師
  - 23 ワクチン名称
  - 24 ワクチンメーカー
  - 25 有効日
  - 26 予診医療機関
  - 27 予診医師
  - 28 発行履歴
  - 29 発行年度
  - 30 検診種類
  - 31 発行理由
  - 32 発行日
  - 33 処理区分
  - 34 更新日
  - 35 更新時刻
  - 36 更新者職員番号

### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;運用における措置&gt;          ・予診票の再発行等、窓口に対象者が来られた際には、本人確認書類等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手しないよう事務マニュアルを作成し遵守している。          ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては当市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          ① 転入者本人からの個人番号の入手          当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する          場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。          ②他市区町村からの個人番号の入手          当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。          ③転出元市区町村からの接種記録の入手          当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。          ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手          接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。          (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)          交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

#### 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;          ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。          ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。          ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。          (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)          ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。          ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。          ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。          ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。          ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。          ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
--

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;健康管理システム(予防接種)(宛名管理機能)における措置&gt; 宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。</p> <p>&lt;健康管理システム(予防接種)における措置&gt; ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、健康管理システム(予防接種)に対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>・健康管理システム(予防接種)においては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>&lt;健康管理システム(予防接種)の運用における措置&gt; ・健康管理システム(予防接種)の移動するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;健康管理システム(予防接種)における措置&gt; ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>&lt;健康管理システム(予防接種)の運用における措置&gt; ・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウイルス対策ソフトの導入を行っている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報の秘密の保持義務、管理に関する重要項目等の報告、適正管理、持ち出しの制限、複製もしくは複写の制限	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	情報セキュリティ事故防止を目的とし、委託事業者が再委託先に「秘密情報管理実施要領」を遵守させている。	
その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;  当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</li> <li>・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。</li> <li>・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</li> </ul>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</li> <li>・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</li> <li>・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザのシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。</p> <p>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</p> <p>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。</p> <p>・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託業者に対しては、業務委託契約書に個人情報保護に関する秘密保持条項を明記し、契約を締結している。</li> </ul> <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587
②請求方法	甲府市個人情報保護条例(平成15年条例第42号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587
②対応方法	特定個人情報ファイルの取扱いに関する苦情は、口頭又は文書により受け付ける。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年6月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 6. ①部署	健康衛生課	健康衛生課、母子保健課	事後	
平成29年5月22日	I 6. ②所属長	健康衛生課長 星野 雅臣	健康衛生課長 小川 忍、母子保健課長 奥石 和三	事後	
平成29年5月22日	II 2. ⑥事務担当部署	健康衛生課	健康衛生課、母子保健課	事後	
平成29年5月22日	II 3. ④使用部署	健康衛生課	健康衛生課、母子保健課	事後	
平成29年5月22日	IV 1. ①請求先	甲府市 福祉部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市幸町15-6 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587  甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
平成29年5月22日	IV 2. ①連絡先	甲府市 福祉部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市幸町15-6 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587  甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
平成31年2月4日	I 2. ①システムの名称	GPRIME保健総合システム(予防接種システム)	健康管理システム(予防接種)	事後	
平成31年2月4日	I 4. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第10項	番号法第9条第1項、別表第1第10項、 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第17・18・19項	番号法第19条第7号 別表第2 (情報提供の根拠):16の2の項 (情報照会の根拠):16の2,17,18,19の項  番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):12の2の項 (情報照会の根拠):12の2,12の3,13,13の2の項	事後	
平成31年2月4日	I 6. ①部署	健康衛生課、母子保健課	健康増進課、母子保健課	事後	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I 6. ②所属長	健康衛生課長 小川 忍、母子保健課長 興石 和三	健康増進課長、母子保健課長	事後	
平成31年2月4日	II 2. ⑥事務担当部署	健康衛生課、母子保健課	健康増進課、母子保健課	事後	
平成31年2月4日	II 3. ④使用部署	健康衛生課、母子保健課	健康増進課、母子保健課	事後	
平成31年2月4日	II 4. ①委託内容	GPRIME保健総合システム(予防接種システム)の運用・保守	健康管理システム(予防接種)の運用・保守	事後	
平成31年2月4日	II 4. ③委託先名	日本電気株式会社	株式会社電算	事後	
平成31年2月4日	II 4. ⑥再委託事項	GPRIME保健総合システム(予防接種システム)の運用・保守	健康管理システム(予防接種)の運用・保守	事後	
平成31年2月4日	III 3. リスクに対する措置の内容	<p>&lt;GPRIME保健総合システム(予防接種システム)(宛名管理機能)における措置&gt;  宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。</p> <p>&lt;GPRIME保健総合システム(予防接種システム)における措置&gt;  ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、GPRIME保健総合システム(予防接種システム)に対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>・GPRIME保健総合システム(予防接種システム)においては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>&lt;GPRIME保健総合システム(予防接種システム)の運用における措置&gt;  ・GPRIME保健総合システム(予防接種システム)の稼動するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p>	<p>&lt;健康管理システム(予防接種)(宛名管理機能)における措置&gt;  宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。</p> <p>&lt;健康管理システム(予防接種)における措置&gt;  ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、健康管理システム(予防接種)に対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>・健康管理システム(予防接種)においては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>&lt;健康管理システム(予防接種)の運用における措置&gt;  ・健康管理システム(予防接種)の稼動するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p>	事後	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	Ⅲ 3. 具体的な管理方法	<p>&lt;GPRIME保健総合システム(予防接種システム)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> </ul> <p>&lt;GPRIME保健総合システム(予防接種システム)の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウイルス対策ソフトの導入を行っている。</li> </ul>	<p>&lt;健康管理システム(予防接種)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> </ul> <p>&lt;健康管理システム(予防接種)の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウイルス対策ソフトの導入を行っている。</li> </ul>	事後	
平成31年2月4日	Ⅳ 1. ①請求先	<p>甲府市 福祉保健部健康衛生課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587</p>	<p>甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587</p>	事後	
平成31年2月4日	Ⅳ 2. ①連絡先	<p>甲府市 福祉保健部健康衛生課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587</p>	<p>甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587</p>	事後	
令和3年6月1日	I 1. ②事務の内容	-	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</li> <li>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため</p>

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 2. システム4 ①システムの名称	-	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	I 2. システム4 ①システムの機能	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	I 4. 法令上の根拠	-	<b>【追記】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第5号(委託先への提供)</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	I 6. ①部署	健康増進課、母子保健課	医務感染症課	事後	
令和3年6月1日	I 6. ①所属長の役職名	健康増進課長、母子保健課長	医務感染症課長	事後	
令和3年6月1日	II 2. ⑥事務担当部署	健康増進課、母子保健課	医務感染症課	事後	
令和3年6月1日	II 3. ②入手方法	-	<b>【追記】</b> ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 3. ④使用の主体 使用部署	健康増進課、母子保健課	医務感染症課	事後	
令和3年6月1日	II 3. ④使用の主体 使用者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	II 3. ⑤使用方法	-	<p>【追記】</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 3. ⑤情報の突合	-	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</li> </ul> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 4. 委託事項2 ①委託内容	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 4. 委託事項2 ②委託先における取扱者数	-	10人以上50人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 4. 委託事項2 ③委託先名	-	株式会社ミラボ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 4. 委託事項2 ④再委託の有無	-	再委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	II 5. 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 5. 提供先1 ①法令上の根拠	-	番号法別表第2の16の2、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、59条の2)	事後	
令和3年6月1日	II 5. 提供先1 ②提供先における用途	-	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年6月1日	II 5. 提供先1 ③提供する情報	-	予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年6月1日	II 5. 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	
令和3年6月1日	II 5. 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	
令和3年6月1日	II 5. 提供先1 ⑥提供方法	-	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	

## (別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	II 5. 提供先1 ⑦時期・頻度	-	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報提供の提供依頼の都度	事後	
令和3年6月1日	II 5. 提供先2 ①法令上の根拠	-	番号法 第19条第15号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 5. 提供先2 ②提供先における用途	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 5. 提供先2 ③提供する情報	-	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 5. 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	-	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 5. 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 5. 提供先2 ⑥提供方法	-	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	II 5. 提供先2 ⑦時期・頻度	-	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 6. 保管場所	-	<p>【追記】</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	II 7. 備考	-	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。</li> <li>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li> </ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	-	<p>【追記】            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回(1回目/2回目)</li> <li>・接種日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 2. リスクに対する措置の内容	-	<p>【追記】            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手            当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を            入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手            当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 3. リスク1 リスクに対する措置の内容	-	<p>【追記】</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 3. リスク2 具体的な管理方法	-	<p>【追記】</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 3. リスク2 その他の措置の内容	-	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	<p>Ⅲ 3. リスク2            特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞            ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを            ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。            ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。            ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された            専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。            ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。            ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。            ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、            消去履歴を残す。            ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。            ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の            提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。            ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、            個人番号を入手し、使用する。            ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため</p>

## (別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅲ 4. その他の措置の内容	-	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;            当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	[ ]提供・移転しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 5. その他の措置の内容	-	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;            ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 5. リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出元市区町村への個人番号の提供              当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、              その際は、              ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。</li> <li>②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</li> <li>・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</li> <li>・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、              転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する              場面に限定している。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため



(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅲ 7. その他の措置の内容		<p>【追記】            &lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>【物理的対策】            ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。            主に以下の物理的対策を講じている。            ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理            ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】            ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。            主に以下の技術的対策を講じている。            ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。            ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。            ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。            ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。            ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えてい</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅲ 9. 具体的な方法	-	<p>【追記】            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;            内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅲ 10. その他のリスク対策	-	<p>【追記】            &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;            内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年6月1日	Ⅳ 1. ①請求先	甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
令和3年6月1日	Ⅳ 2. ①連絡先	甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	V 1. ①実施日	平成27年8月19日	令和3年6月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和3年11月19日	I -5-②	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月19日	I -4	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 16の3項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 16の3項	事後	
令和3年11月19日	I -4	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供)	事後	
令和3年11月19日	II 5. 提供先2 ①法令上の根拠	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第16号	事後	
令和3年12月17日	I 1. ②	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和3年12月17日	I 2. ②	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事前	
令和3年12月17日	II 3. ②	電話、ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事前	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	II 3. ⑤使用方法	<p>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	<p>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	事前	
令和3年12月17日	II 3. ⑤情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</li> <li>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</li> <li>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</li> </ul>	事前	
令和3年12月17日	II 4. 委託事項2	システムの運用・保守	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和3年12月17日	II 4. 委託事項2①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	II 6. 保管場所	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	事前	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	別添1	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回(1回目/2回目)</li> <li>・接種日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回(1回目/2回目)</li> <li>・接種日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> <li>・ワクチン種類(※)</li> <li>・製品名(※)</li> <li>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)</li> <li>・証明書ID(※)</li> <li>・証明書発行年月日(※)</li> </ul> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事前	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	Ⅲ 2. リスクに対する措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事前	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</li> </ul>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</li> <li>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</li> <li>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている異名につい</li> </ul>	事前	



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉</p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul>	事前	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	Ⅲ 4. その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;  当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;  当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>	事前	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月17日	Ⅲ 7. その他の措置の内容	<p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	<p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> <li>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）</li> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	事前	
令和3年12月17日	Ⅲ 9. 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	
令和4年3月25日	Ⅱ 3. ③情報の突合	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	事後	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月25日	II 4. ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年3月25日	別添1ファイル記録項目	・接種回(1回目/2回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	
令和4年3月25日	III 2. リスクに対する措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	